

公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会 共済会規程

- 第1条 本会は、公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会共済会（以下単に共済会という）と称する。
- 第2条 共済会は、(公社)東京都医薬品登録販売者協会会員の相互扶助をもってその目的とする。
- 第3条 共済会の事務所は、(公社)東京都医薬品登録販売者協会内に置く。
- 第4条 共済会の加入者（以下単に会員という）の会費は年額2,000円（全会員が加入できる）とし年度開始前（3月31日以前）に徴収する。但し、基金に不足を生じたときは、総会の議決により臨時会費を徴収することができる。
- 第5条 慶祝については下記のとおりとする。
- | | |
|--------------|-----|
| (1) 会員の結婚の場合 | 1万円 |
|--------------|-----|
- 第6条 香典については、下記のとおりとする。
- | | |
|----------------|------|
| (1) 会員並びに配偶者は、 | 1万円 |
| (2) 会員並びに配偶者は、 | 花輪1基 |
- 第7条 見舞金、弔慰金は下記のとおりとする。
- | | |
|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| (1) 火災見舞金（届出店舗に限る） | |
| ①全焼 ②半焼 ③類焼のとき（焼失面積20%以上） | 25万円 |
| ④部分焼のとき（10%～20%） | 10万円 |
| ⑤ボヤ（10%未満） | 5万円 |
| ⑥居住家屋が店舗と異なる場合 | 5万円以下 |
| ただし、④、⑤の場合は理事会の査定による。 | |
| (2) その他の災害 | |
| ①水害による床上浸水（行政の認定証による） | 3万円 |
| ②水害による床下浸水（行政の認定証による） | 1万円 |
| (3) 弔慰金 | |
| ①会員死亡 | 15万円 |
| ②配偶者死亡 | 7万5千円 |
| ③病氣見舞いについては、本規程の対象とせず。 | |
| (4) 天災時等のとき、理事会においてこれを決定する。 | |
| ただし、店舗災害見舞（火災、水害等）は複数加入でも一店舗一会員に限る。 | |
| (5) 前各号の原因が不正と認められたときは支払わない。また、支払を受けた後に不正原因が発見されたときは、ただちにその金額を返納するものとする。 | |
| また、会員が法人であるときは、届出られた会員個人の権利とする。 | |

第8条 前条の規定により共済金を受ける者は、その年度の会費を前年度末日までに払込まなければならない。但し、途中入会者は会費払込みのあった日から、その効力が発生する。

第9条 共済金の申請期間は、その事由が生じた日から、1年とする。

第10条 (公社)東京都医薬品登録販売者協会を退会又は除名された者、若しくはその年度の会費が未納であるときは、第7条の支払いを受けることができない。

第11条 前条に規定された者の既納会費ならびに積立金の払戻しはしない。

第12条 会員の権利は、退会又は除名された日の前日迄とする。

第13条 共済会の会費および財産の保管、管理は(公社)東京都医薬品登録販売者協会の経理部があたる。

第14条 共済会の役員は、(公社)東京都医薬品登録販売者協会の役員をもって構成する。

第15条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長及び理事は会長を補佐し、業務の執行にあたる。監事は本会の会計及び業務運営の監査にあたる。共済会の事務処理については、(公社)東京都医薬品登録販売者協会に委嘱する。

第16条 共済会の会議は、総会及び理事会とする。

(1)総会、臨時総会、及び理事会は、会長が招集する。通常総会は決算終了後2カ月以内に行う。

(2)会議の議長は会長とし、会長事故あるときは副会長が代行する。

議決は出席者の過半数の賛同により決定する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第17条 総会は、理事及び監事をもって構成し、次の事項を附議する。

(1)事業計画に関すること

(2)予算及び決算に関すること

(3)規約の改正に関すること

(4)その他、必要な事項

第18条 理事会は理事をもって構成し、次の事項を協議する。

(1)共済会の事業運営に関する事項

(2)総会に附議する事項

(3)その他、必要な事項

第19条 共済会の会計年度及び役員任期は(公社)東京都医薬品登録販売者協会に準ずる。

第20条 本規程の改廃は、総会において行う。

第21条 本規程に定めなき事項については、理事会においてこれを決定する。

附 則

本規程は、平成4年5月12日から施行する。

本規程は、平成5年6月23日から施行する。

本規程は、平成 8 年 4 月 2 3 日から施行する。
本規程は、平成 2 1 年 8 月 1 0 日から施行する。
本規程は、平成 2 4 年 1 月 2 3 日から施行する。
本規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。